	概要
	サービスの貿易
	自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要を考慮しなければならない。

五十	
分野	運輸業
小分野	運輸に附帯するサービス業
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	内国民待遇（第九・四条）
	現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章から第四章まで
概要	サービスの貿易 日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。

五十一	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	内国民待遇（第九・四条）
	最恵国待遇（第九・五条）
政府の段階	中央政府
措置	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
概要	サービスの貿易 オーストラリアにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、オーストラリアの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。

五十二	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業 ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業 ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
留保の種類	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	サービスの貿易及び投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送（内陸水運業及び船舶貸渡業を除く。）をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

五十三	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
	最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条

	概要
	サービスの貿易及び投資 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

五十四	
分野	技能検定
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章
概要	サービスの貿易 営利を目的としない一部の特定の団体（事業主の団体又はその連合団体、一般社団法人又は一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人）は、当該サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。

五十五	
分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	サービスの貿易及び投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

五十六	
分野	卸売業及び小売業
小分野	家畜
産業分類	ＪＳＩＣ　五二一九　その他の農畜産物・水産物卸売業
留保の種類	現地における拠点（第九・六条）
政府の段階	中央政府
措置	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条
概要	サービスの貿易 家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。

附属書七（第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）関係）第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編　日本国の表

第一節　第二節に関する注釈

1　次節の表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第九・七条（サービスの貿易―適合しない措置）及び第十四・十条（投資―適合しない措置及び例外）の規定に従って記載するものである。

(a)　第九・三条（サービスの貿易―市場アクセス）

(b)　第九・四条（サービスの貿易―内国民待遇）及び第十四・三条（投資―内国民待遇）

(c)　第九・五条（サービスの貿易―最恵国待遇）及び第十四・四条（投資―最恵国待遇）